

播磨国風土記編纂者の立場

—賀古郡における印南別嬢伝承を中心に—

田 中 莊 介

The Editors' Viewpoint of *Harima-no-kuni-Fudoki* —A study focusing on Inami-no-Wakiiratsume oral tradition in Kako-gun—

Sosuke TANAKA

SUMMARY

Literary and historical analysis of *Harima-no-kuni Fudoki* suggested that, early in the 8th century when this book was edited, the main type of literature shifted from oral tradition to written narrative. A majority of locally passed tales were either lost or transformed into governmental legends, which may illustrate the *ritsuryo* code system established under Yamato Court at that time.

はじめに

松村武雄氏に拠れば、「播磨國風土記」の特色は「移住民性・開墾史性・地名説話の豊富性」ということで、これは当国風土記の特色をよく

捉えたものと言える。因みに「常陸國風土記」の場合は「邊陲文學性及び新開地文學性」であるとし、「出雲國風土記」の場合は「一定の神學による総合・中央朝廷の傳承への乖離と呼應」とある。ただし、松村氏が古風土記の共通的特色として「非官府的・民間的傳承の豊富」等の指

摘するところについては、筆者はいささか考えを異にする。

また一方、吉野裕氏の次のような記述についても、筆者はこれを古風土記の実状からみて、やや言い過ぎではないかということを目指したい。

「中央の〈風土〉的関心からする官命にこたえて撰進された『風土記』には、古代の在地の人々の強烈な、非〈風土〉的、いいかえれば郷土的関心が、屈折を経ながらもおのずから強烈に反映せざるをえなかった。……」

出雲国よりも中央に近い播磨国においては大和王権の支配が早くから進行し、風土記作成の時期（七二三年以降）において郡全体が制圧され、中央から派遣された風土記記録者たる国司層は、数多くの古伝承を切り捨て、その在地性は稀薄になる状況にあったと筆者は考える。

「播磨国風土記」においては、神話伝承と天皇伝承とが混融しているが、印南川（今の加古川）を挟んで、東播磨地方（あるいは瀬戸内沿岸部）に天皇伝承（とくに品太天皇と大帯日売命伝承）が多く、西播と山間部において神話伝承が数多く遺っているのが事実であるが、本稿ではその中の天皇伝承、とくに冒頭の賀古郡の印南別嬢伝承を中心に古風土記の記録のあり方を探ってみたい。

1

図式的に整然と分けることはできないが、神話伝承に古形・口頭伝承が遺存し、郷土的・氏族集团的色彩が濃くみられ、天皇伝承に虚構的・非口頭的・非在地的要素が見受けられる。

筆者はここで、現存「播磨国風土記」冒頭の賀古郡印南別嬢伝承からその非在地性を考察してみたい。

なお、賀古郡が当国風土記冒頭に位置するが、本来冒頭にあるべき赤石郡が欠落していることは衆知のとおりである。

印南別嬢伝承は、賀古郡記事の大半を占め、当国風土記記事の中では、

この扱いは異例と言ってもよい。

印南別嬢伝承は、大帯日子の命との婚姻伝承が主たる内容であるが、記事の形式は墓名伝承である。

当国風土記では墳墓伝承は、

- ① 印南別嬢の褶墓伝承
 - ② 出雲墓屋伝承（揖保郡日下部里）
 - ③ 犬の墓伝承（託賀郡都麻里）
 - ④ 婢の墓・馬の墓伝承（飾磨郡貽和里）
 - ⑤ 根日女の玉丘古墳伝承（賀毛郡楢原里）
- などがある。

ここで褶墓（比礼墓とも表記）記事は墳墓名起源記事（いわゆる地名起源記事）として、

此岡有比礼墓。所以号褶墓者……^④
のごとく書き出され、

……故号褶墓。

と結ばれていて、地名起源記事の形式に適合している。本来、大帯日子の命との婚姻伝承であるというものの、記載形式はこのように墓名起源記事であり、この記事は記録者にとって印南別嬢の葬送に重点がおかれている。記事中の最大の変事が、印南別嬢の屍の失踪にあることは、確かである。印南別嬢は伝承の初まりから死が予告され、屍が突風によって印南川（今の加古川）にまき込まれて失踪するという筋書になっている。古風土記は「怪異・不思議^⑤」を記録すること稀少であるが、屍の失踪は「怪異・不思議」の変事であり、ここにこの部分が特に古形を遺していることが推測される。当伝承の中で、他に「怪異・不思議」を指摘するとすれば、

於是、即取為道行儲弟縵、投入舟中、則縵光明、炳然滿舟。

の部分であろうが、「弟縵」そのものが黄金造りのものであるとするな

ら、「怪異・不思議」に当らないかも知れない。

いずれにしても、印南別嬢が川中に失踪した事柄のみが突出して、当伝承の山場をなしていると言えよう。

本伝承を段落に分けてみると、筆者は次の五つの段落がよいと考える。⁽⁶⁾

- ① 天皇巡幸（道行き）「此岡有比礼墓」から「故曰廝御井」まで
- ② 女性遁走「尔時、印南別嬢」から「(故号) 榭津」まで
- ③ 婚姻成立「遂度相遇」から「墓有、賀古馭西」まで
- ④ 別嬢の葬送「有年」から「故曰松原御井」まで
- ⑤ 後日譚「於是、天皇」から「故曰松原御井」まで

① 天皇巡幸（道行き）から始まって、印南別嬢の居所までたどりつゝのに撰津国高瀬之済を通過するところが微細に述べられており、これは播磨国を逸脱した部分であるが、このような道行きの場面は、日本文学史上、後代に続く先蹤とも言える。⁽⁷⁾ そもそも、天皇が妻問いで現地まで出掛けるという話は、他に例がないでもないが、相手を招き寄せることもできるのに、これは特別なことである。これは青年の通過儀礼として説明されることが多い。⁽⁸⁾

このように、記述は天皇の側から描出されていて、相手の印南別嬢は本伝承の主役的位置にない。(このことが本稿執筆の目的であるが、以下に続けて述べていく)

ここで印南別嬢について触れておく。「日本書紀」には「播磨稻日大郎女」と表記され、皇妃は彼女一人ではないが、それぞれの妃から生まれた子の数が、全てで八十に及んだと言う。「播磨稻日大郎女」は、大帯日子の命の最初の皇后である。「紀」は注記して「稻日稚郎女（郎女は異羅菟咩と読む）」と記している。「稲日」は印南野というこの地の地名である。万葉歌にも「印南野」は出てくる。「稚」は若いという意味をもっている。「郎女」はお嬢さんという程の意味であるから「播磨稻日大郎女（あるいは稲日稚郎姫）」とは、播磨の稲日野にいらっしやる

若々しいお嬢さんという程の意味になる。⁽⁹⁾ 普通名詞に近いわけで、ここに名前から女性の個人的内容はみられない。

一方、「古事記」では結婚の相手は針間の伊那毘能大郎女とあるが、「又、伊那毘能大郎女の弟（注・妹のこと）伊那毘能若郎女を娶りて」ともあって、妹とも結婚していることになる。古代においては、姉・妹を妃にした例は他にもあって珍しくはない。が、当国風土記ではどちらの女性のことを明らかにしていない。

なお、「記」では伊那毘能大郎女の父は、吉備比古・吉備比売（これも普通名詞に近い）なる男女がいて、丸部の臣等の始祖比古汝茅が国の堺を定めるためやってきて吉備比売をめぐって生んだ子が印南別嬢だと記している。当国風土記にも同様の記事がある。⁽¹⁰⁾

しかし、印南別嬢をめぐってその出自には伝承の錯簡もあるらしくこれ以上確かめるすべもない。

当国風土記の伝承においては、印南別嬢の生んだ子女のことも一切記されていないので、はたして当伝承がどこまで史実に基づいているかも確定できない。

ただ古くから吉備族の強大な勢力がこの地に及んでいて、これを大和王権が征服した記憶伝承であるという推測はなしうるかも知れない。

したがって、当伝承における「大帯日古の天皇」が景行天皇のことを指すということも史実として認めることはむずかしい。

印南別嬢に関する描写としては、当郡末尾に、
印南別嬢 此女端正、秀於當時。

という語句があるのみで、どういう女性であるのか、想像の域を出ない。当伝承は墓名伝承であるので、結婚後のことは語られず、

有年、別嬢薨此宮、即作墓於日岡而葬之。

と、突然その死が語られる。結婚のための（天皇の）道行き巡幸、そして女性の「遁走」、結婚、そして妃の死。記録者の関心はその葬送時の

異変に集中する。

挙其尸度印南川之時、大飄自川下来、纏入其尸於川中。求而不得。

「大飄」とは、突風あるいは龍巻の類と思われるが、思いがけぬ異変である。

記事は、以下、天皇の悲嘆を語っている。

女性が水中に沈んで命を失った事例は、当国風土記では以下のように出てくる。

- ① 宇須伎津（飾磨郡）における無名の女の死
 - ② 条布の里（賀毛郡）において女が井戸に吸い込まれて死んだ話
 - ③ 腹辟沼（賀毛郡）で女神が腹を割いて沼に沈んだ話
- ①は大帯日売命の船が航行に難渋した折、一人の女性が子とともに川へ沈められた話である。衝撃的な事件なので、村人たちに記憶伝承として口から耳へ伝えられたものと推定される。

②はやはり無名の女が井戸に吸い込まれたという不思議な話。井戸に誤って落ちたというのではなく、吸い込まれたというところが無気味であり、それが地名（条布の里）起源になったというのは、やはり衝撃的な事件だったのであろう。

③は沼の地名起源であるが、夫の神に逃げられた妻の神が、夫神をおっかけてきてついに力尽き、割腹して池に投身自殺したという話。これは、実は五穀豊穡を祈る交婚儀礼として水神の犠牲になった女性の話として、筆者は詳しく書いたことがある¹³⁾。

いずれも、生きた女性が川・井戸・池沼に身を投げた話であって、印南別嬢の場合と異なるところは、印南別嬢のみは死してその屍が川の中に水没したことである。

2

さて、風土記の記事としては、地誌として当地の現状や在地の人を語

ることが目的であるはずだが、見てきたとおり、印南別嬢伝承では、当の女性像さえほとんど語ることがない。大和から当地に巡幸してきた大帯日子の命（天皇）が結婚するまでの経緯と、妃たる印南別嬢の死と葬送、そして葬送時の異変、その後、川辺に流れついた柩と匣を墓に葬ったこと、後日譚として大帯日子の命が悲しみのあまり病を得て、冷水で漸く回復したという話になり、一貫してこれは天皇伝承を語り、在地性はせいぜい地名起源伝承の部分に過ぎないということになっている。

当国風土記はすでに述べたように、巻首を欠いているが、印南別嬢伝承を語るところでは、終始里名を記載せず、一貫して伝承の一部始終を語り、説明的な展開をみせていること、そして以後の記事は地誌的に里名記載に戻っているなど、これは在地性に乏しいと言わざるを得ない。

3

賀古郡の郡末記事で「南毗都麻」という小嶋のことを記載しているが、これはすでに大帯日子の命が巡幸・妻問いで当地に来たとき、古代の慣習で女性がいったんは逃げるという慣習（遁走）に従い、この小嶋に逃げたことが記されていて、重複した記載になるわけである¹⁴⁾。

このとき「此嶋隠愛妻」の「隠」から南毗都麻（隠れた妻の意）という地名が付いたとし、この短い説明記事こそが本来の伝承であったと思われる¹⁵⁾。

とすればこの部分ですむ話を巡幸から葬送・埋葬まで語った記事ははたして、古い口頭伝承なのかどうかということになる。

ここに筆録者たる国司の立場が浮かび上がってこないだろうか。

4

本来の古伝承としては、例えば一つの典型として八十橋（益氣の里）¹⁶⁾などが、国庁役人によって採取され、そのまま記載されたものであろう。

此里有山。名曰斗形山。以石作斗与乎氣。故曰斗形山。有石橋。伝云、上古之時、此橋至天、八十人衆、上下往来。故曰八十橋。

(傍点、田中)

この近くには石の宝殿があり、古墳・石棺用に龍山石が採取された土地であり、今日もまだ石が切り出されているところである。「八十人衆」とは多くの石工が、石を切り出すために岩山を登り下りしたのであろう。これは説話を形成していないが、これが本来の古伝承である。

一方、見てきたように印南別嬢説話を含む多くの天皇伝承が、律令体制下の役人の下で作成されていたと考えられる。⁽¹⁷⁾

むすび

四方田犬彦氏が、風土記研究者でない立場から、大胆で興味深い発言をされている。⁽¹⁸⁾

それは『記』『紀』と『出雲国風土記』にみる国土創生神話をめぐって、あまりにも差があり過ぎる点の指摘である。

『出雲国風土記』にあつて、『記』『紀』にないもの、あるいはその逆のもの――。

四方田氏は、こう述べる。

「わたしはここに、古代のある時期において出雲の権力が政治的に軍事的に大和に屈従し、それ以降は文化的に搾取の対象であり続けたこととの証左を見る思いがする。」

過激にみえる発言だが、そのとおりである。このことは「播磨国風土記」においても、見てきたように顕著である。

採取された数多くの古伝承・口頭民間伝承が、ただその「怪異・不思議」のために捨てられ、「天皇信仰」にとつてかわり、在地性が薄められていった課程を目的にする。

律令制に従う国庁役人たちには、先進文化国家としての中国の文物が

頭の中にあり、伝承の説話的側面に光を当てようとしたきらいがある。それはそれで、日本文学史のその後に繋がる要素もあり、全てが負の方向とは言えないが、筆録の時代に入って、耳から口、口から耳へという口頭伝承の終結をみる思いがするのである。(二〇〇六・九・一九)

注

- (1) 松村武雄『日本神話の研究 第一巻』培風館 昭和二十九年 二八四ページから二九二ページ
- (2) 吉野裕「風土記の世界」岩波講座日本文学史第三巻古代 昭和三四年 三五ページ
- (3) 水野祐『入門・古風土記(上)』雄山閣 一九八七年 八一ページ以下
- (4) 原文引用は『日本古典文学全集5』小学館 一九九七年に拠る(以下、同じ)
- (5) 論語の「怪力乱神を語らず」の影響が、舶載の文物を通して律令役人に及んでいたとみる。
- (6) 拙著『夢野の鹿』編集工房ノア 一九九六年 五〇ページから五一ページ
- (7) 中西進氏が『古代十一章』の「道行の伝承」で詳細に述べておられる。(『古代十一章』毎日新聞社 昭和四十九年 二二ページから四二ページ)
- (8) 植垣節也氏の『日本古典文学全集5』(前掲(4)) 一九九七年 頭註で指摘がある。
- (9) 拙著『播磨国風土記とところどころ』編集工房ノア 二〇〇三年 二〇九ページから二一〇ページ
- (10) 「記」と「播磨国風土記」の出自をめぐる記事の一致は、どちらかがどちらかを資料として使ったと考えられる。(あるいは一つの

資料が両方に利用されたかも知れない)しかし、おそらくこの場合、筆録者・国司が「記」または「紀」を資料として使ったのではあるまいか。

- (11) (6)に同じ。一二ページ頭註。
- (12) いずれも拙著『播磨国風土記とところどころ』編集工房ノア 二〇〇三年 二二七ページから二四三ページ
- (13) 右に同じ。
- (14) この小嶋は印南川(加古川)が運んでくる土砂に埋もれて陸続きになり、小嶋はなくなつたとされる。
- (15) (6)に同じ。二八ページから二九ページ
- (16) 植垣節也氏は印南郡をたてていない。賀古郡に含めて考えられている。これに従った。
- (17) 秋本吉徳氏はこの事情をつぶさに述べておられて、大いに参考にさせていただいた。「土地に刻まれた“歴史”——記紀神話と風土記——『古事記研究大系4』高科書店一九九三年、「中央と地方との関係―地誌」岩波講座『日本文学史第一巻、文学の発生より八世紀まで』、岩波書店一九九五年
- (18) 四方田犬彦「日本の書物への感謝―四『出雲国風土記』」岩波書店「図書」二〇〇六年四月号

付記

播磨国風土記の編纂責任者として、当時、播磨守であった正五位上巨勢朝臣邑治(『続日本紀』和銅元年(708年)が推定される。後任として、播磨守・石川朝臣君子も関与したと考えられる。実務担当として、楽浪河内の名が挙げられるが、彼は渡来系の人物で、いずれにしろこうした彼等の文才が、播磨国風土記の作成に大いに影響を与えたことは間違いない。